

独立行政法人日本学術振興会が
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

平成25年3月29日

独立行政法人日本学術振興会

目 次

第一 国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1 総合的事項	1
2 世界レベルの多様な知の創造	2
3 強固な国際協働ネットワークの構築	6
4 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上	7
5 エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進	10
6 前各号に附帯する業務	12
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	12
第三 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 （通則法第30条第2項第3号）	13
第四 短期借入金の限度額（通則法第30条第2項第4号）	13
第五 重要な財産の処分等に関する計画（通則法第30条第2項第4の2号、 同第5号）	13
第六 剰余金の使途（通則法第30条第2項第6号）	13
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	14
別紙	15

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

1 総合的事項

(1) 学術研究を推進する研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援するため、研究の手法や規模、必要とする資金など研究分野ごとに異なる特性に応じた支援方法、長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を勘案しつつ、事業を進める。

また、各事業の実施に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を行う。

男女共同参画を進めるため、女性研究者を審査委員に委嘱するよう配慮する。

(2) 業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的を開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

(3) 学術システム研究センターに研究経験を有する第一線級の研究者を配置する。センターは、学問領域の専門的な知見に基づく学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

また、センターの組織運営について、外部有識者から構成される運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とすることにより、ガバナンスの強化を図る。

さらに、センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、審査員の審査結果に対する検証等のプロセスについて国民に分かりやすい形で明らかにすることを含めセンターの活動について積極的な情報発信を行う。

(4) 自己点検については、事業実施に係る研究者等の意見を参考に、毎年度事業ごとに実施し、事業の改善・見直し等を行う。

また、外部評価として、複数の学界や産業界などを代表する有識者に評価委員を依頼することにより体制を整備し、毎年度、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行う。その結果をホームページ等国民に判りやすい形で公表するとともに、その指摘を業務運営の改善等に的確に反映し、振興会におけるPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを実施する。

(5) 公募事業については、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保しつつ、研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を

効率的に実施するため、情報システムを活用する。

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、完全電子化に取り組む。完全電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。ただし、応募書類の簡素化が困難である場合など、電子化による費用対効果が見込めない公募事業については、電子システムの最適化に留意しつつ、柔軟に対応する。

- (6) 助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

また、研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ、各事業毎に適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

さらに、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進することに努める。

2 世界レベルの多様な知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点と継続性などの学術研究の特性を踏まえ、競争的研究資金（主として科学研究費助成事業等）の審査・配分を確実に実施することにより、世界レベルの学術システムの中で多様な知を創造する研究を推進する。

- (1) 学術研究の助成

学術研究に対する幅広い助成を行うことにより、独創的かつ多様な基礎的研究を推進し、人類の知的資産の拡充、将来の学問及び社会の発展に寄与する。その際、公正で透明性のある審査・評価を実施するとともに、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行う。また、研究成果の適切な把握に努め、社会への還元・普及活動を行う。

学術研究の助成は、科学研究費補助金事業（以下「補助金事業」という。）及び学術研究助成基金事業（以下「基金事業」という。）により行う。これらの事業については、助成対象となる研究者の側にとって分かりやすいものとなるよう一体的な運用が求められることから、科学研究費助成事業（以下「科研費事業」という。）として実施する。

科研費事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

特に、学術研究助成基金事業については、学術研究助成基金を設け、文部科学大臣が

財務大臣と協議して定める基金運用方針に従って実施する。その際、科学研究費補助金事業との整合性に配慮しつつ、基金の特性を活かし、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に運用する。

- ・ 科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。
- ・ 科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- ・ 科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。
- ・ 文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究、特別研究促進費及び研究成果公開促進費の振興会への一元化の進展に応じ、体制の整備を図る。

① 審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用し、研究者ニーズ及び諸外国の状況等を踏まえて、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

(i) 審査業務

科学研究費委員会を年3回程度開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。

審査の手引の作成や審査の検証等を通じ、審査の質的充実を図るとともに、毎年度、審査結果を総括する。

(ii) 評価業務

評価については、人員及びコストの増大を極力抑制しつつ、それぞれの研究種目に応じて行うとともに、評価機能を充実させるための方策を検討、実施する。大型の研究課題については、追跡調査等により成果把握に取り組む。その際、適切な評価体制の整備を図るとともに、その結果については、ホームページにおいて広く公開する。

② 助成業務の円滑な実施

(i) 募集業務（公募）

公募に関する情報については、科研費事業に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定し、10月上旬までに公表する。

(ii) 交付業務

補助金事業及び基金事業の特性に配慮しつつ、科研費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、次の期限を明確に定めることにより、迅速かつ確実にを行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示は、4月下旬までに行う。

(iii) 科研費事業説明会の実施

科研費事業に対する理解を促進し、その支援効果を高めるため、大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じた実施などにより、全国各地で行う。

③ 研究成果の適切な把握

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。

④ 助成の在り方に関する検討

学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成の在り方について、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ検討を行い、事業の改善に反映させる。その際、世界と我が国の学術研究の動向を俯瞰し、融合的な研究分野や先端的・萌芽的な研究分野など新たな分野、及び我が国として途絶えさせてはならない学問分野に配慮することにより、学術研究の多様性を確保する。

また、基金事業の運用開始後5年以内に、執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

(2) 学術の応用に関する研究の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究を行う。

① 課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告を踏まえ、先導的な人文・社会科学研究を推進する。

事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。課題の設定に当たっては、学術システム研究センター等の機能を活用する。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。

② 東日本大震災学術調査

平成23年5月の東日本大震災復興構想会議決定「復興構想7原則」を踏まえ、東日本大震災に関する国内外の記録を学術関係者により幅広く科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、発信するために、関係機関の有機的連携に配慮しつつ、人文・社会科学を中心として歴史の検証に耐えうる学術調査を実施する。

(3) 研究拠点の形成促進

国の助成事業のうち研究拠点の形成を目的とするものについて、振興会の有する審査・評価に関する知見が活用できる場合には、審査・評価実施機関として選定されるように努める。審査・評価の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以

下の取組を行い、審査・評価の公正さ、透明性、信頼性を確保する。

- ・ 審査・評価を担う委員会の設置
- ・ 審査に関する情報の公表
- ・ 利益相反に配慮した審査の実施
- ・ 審査・評価終了後の委員名の公表
- ・ 評価結果等の公表

また、国の事業実施期間に応じて審査・評価業務を実施することにより継続性を確保しつつ、実効性のある審査・評価を行う。

(4) 先端研究助成等

(平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務)

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、先端研究助成基金を活用し、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成・執行管理を行う。

その際、研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とするなど、研究計画等の進捗状況に即応して、機動的・弾力的な経費の支出を行うとともに、基金を廃止する場合における、国庫への納付等の手続きに関する業務を法令の定めるところに従い、確実に実施する。また、若手・女性研究者の先端的な研究に関する進捗管理を適切に行う。

併せて、先端研究助成基金による研究の内容を広く公開する活動に対して必要な助成を行うとともに、国内外の若手・女性等研究者が活躍しうる最先端の研究基盤・研究環境を充実・強化するために助成したものに係る額の確定等を行う。

【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項について、質の高い成果(内容)であるとの評価を得る。

- ① 学術研究の助成において達成すべき成果
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
 - ・ 募集業務・交付業務の円滑な実施
 - ・ 国内外の学術研究動向を把握し事業に反映
 - ・ 融合的分野、萌芽的分野など新しい研究分野の創出支援
 - ・ 広く国民に向けた研究成果の情報発信
- ② 学術の応用に関する研究の実施において達成すべき成果
 - ・ 適切な課題設定と研究の実施
 - ・ 広く国民に向けた研究成果の情報発信
- ③ 研究拠点の形成促進において達成すべき成果
 - ・ 国の定めた制度・方針に従った審査・評価
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性の確保
 - ・ 積極的な情報発信

また、先端研究助成等(平成21年度補正予算(第1号)等に係る業務)において達成

すべき成果は以下の通りとする。

- ・ 先端研究助成業務においては、全ての補助事業者に対し、申請に基づく助成金を迅速に交付する。
- ・ 先端研究助成基金による研究の加速・強化に関する業務においては、全ての補助事業者に対し、申請に基づく助成金を迅速に交付する。

3 強固な国際協働ネットワークの構築

国際的な共同研究を積極的に促進するなど、我が国の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、我が国を代表する資金配分機関として戦略的に以下の取組を行う。

なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な審査を行う。

国際共同研究等に係る基本的な戦略について、学術システム研究センター等の機能を活用し、地域や分野の特性を踏まえながら策定する。

その戦略に基づき、国際交流事業については、大学等研究機関や諸外国の学術振興機関のニーズを踏まえながら不断の見直しを行い、大括り化・整理合理化を進める。

(1) 国際的な共同研究等の促進

我が国の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づく、国際共同研究、セミナー開催などの事業を実施する。また、世界の学術研究動向の変化等を踏まえつつ、新興国等との新たな国際共同研究等のニーズに対応する。

先端研究分野における世界的水準の研究教育拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究教育拠点の形成を推進する。

(2) 国際研究支援ネットワークの形成

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための、多国間の学術振興機関ネットワークを強化・発展させる。

また、我が国での研究滞在を終え、母国に帰国した外国人研究者のネットワーク強化を図るため、振興会事業を経験した研究者コミュニティの活動の支援を行う。

海外研究連絡センターにおいては、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等の研究教育環境のグローバル化のための拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。

(3) 世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成

頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、若手研究者が海外において世界水準の国際共同研究に携わるなどの国際的な研鑽機会を提供する大学等研究機関を支援する。

また、我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相

互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するためのシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。

さらに、内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する研究環境を創出し、若手研究者の育成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進する。また、外国人著名研究者招へい事業、外国人招へい研究者事業（長期・短期）、外国人特別研究員事業（一般、欧米短期、サマー・プログラム）については、業務の効率化を図る観点から統合・メニュー化を行う。

加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。

【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項で質の高い成果（内容）であるとの評価を得る。

- ① 国際的な共同研究等の促進において達成すべき成果
 - ・ 振興会の支援する国際共同研究等による成果の状況
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
- ② 国際研究支援ネットワークの形成において達成すべき成果
 - ・ 諸外国の学術振興機関との連携・協力強化の状況
 - ・ 振興会事業経験者、海外研究連絡センターの活動を通じた国際研究支援ネットワークの拡大・強化の状況
 - ・ 積極的な情報発信の状況
- ③ 世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成において達成すべき成果
 - ・ 若手研究者に対する国際的な研鑽機会の提供の状況
 - ・ 外国人研究者の招へいのための事業の統合・メニュー化の状況
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性

4 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上

我が国の学術研究を担う優秀な人材を育成するため、優れた若手研究者に対する経済的支援や海外で研鑽を積むことができる環境の整備等に取り組む。

また、我が国の大学の改革への取組を支援し、その教育研究機能の向上やグローバル化に積極的に取り組む。

これらの事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会（仮称）を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。

(1) 研究者の養成

大学院博士課程（後期）学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に一定期間資金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業を計画的・継続的に実施する。

また、研究者養成の観点から、創造性に富み優れた研究能力を有する若手研究者や大学院博士課程学生に対する顕彰事業を計画的・継続的に実施する。

なお、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

① 大学院博士（後期）課程学生や博士の学位を有する者等への支援

大学院博士課程（後期）学生及び博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。

博士の学位を有する者等で特に優れた研究能力を有する者等については、若手研究者の世界レベルでの活躍を期して、能力に応じた処遇を確保する。

大学院（博士課程）の状況や研究者のキャリアパスの状況を勘案しつつ、第4期科学技術基本計画等に十分配慮した上で、本事業を推進する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、分野の特性等を踏まえた採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

(i) 審査の適切な実施

特別研究員の選考に当たっては、我が国の第一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、公正に審査を実施する。

若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、特別研究員等審査会委員等選考会において選考する。

審査結果を申請者に適切に開示する。

(ii) 事業の評価と改善

採用期間終了後の進路状況調査や学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。

また、人材育成企画委員会（仮称）等の検討を踏まえ、特別研究員事業に関し、事業趣旨に留意しながら、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。

(iii) 募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するための取組を引き続き行う。

② 優れた若手研究者の顕彰

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。

(2) 若手研究者の海外派遣

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者個人の海外派遣とともに、研究機関の国際研究戦略に沿った組織的な研究者海外派遣など、若手研究

者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会及び国際事業委員会において厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣（個人支援）

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者等の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。

その際、第4期科学技術基本計画等における世界レベルの若手研究者養成のための国際研鑽機会の充実に十分配慮した上で、本事業を推進する。

また、採用期間終了後の進路状況調査や学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。

② 若手研究者の組織的な海外派遣（組織支援）

頭脳循環により国際研究ネットワークの核となる優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。

(3) 研究者海外派遣業務

（平成21年度補正予算（第1号）に係る業務）

我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、研究者海外派遣基金を用いて若手研究者を海外に派遣した各事業の収支を確定させ、定められた期日までに同基金を廃止する。その際、基金に残余があるときは、国庫への納付等の手続きに関する業務を法令の定めるところに従い、確実に実施する。

(4) 大学の教育研究機能の向上やグローバル化支援

大学の教育研究機能の向上やグローバル化に関わる助成事業について、審査・評価業務を実施する。また、審査・評価実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努める。審査・評価の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価の公正さ、透明性、信頼性を確保する。

- ・ 審査・評価を担う委員会の設置
- ・ 審査要項、審査基準等、審査に関する情報の公表
- ・ 利益相反に配慮した審査の実施
- ・ 審査・評価終了後の委員名の公表
- ・ 評価結果等の公表

また、国の事業実施期間に応じて審査・評価業務を実施することにより継続性を確保しつつ、実効性のある審査・評価を行う。

【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項について質の高い成果（内容）であるとの評価を得る。

- ① 研究者の養成において達成すべき成果
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
 - ・ 特別研究員の進路状況
 - ・ 博士課程在学時以外の場所で研究する特別研究員の状況
- ② 若手研究者の海外派遣において達成すべき成果
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性
 - ・ 海外特別研究員の進路状況
- ③ 大学の教育研究機能の向上やグローバル化支援において達成すべき成果
 - ・ 国の定めた制度・方針に従った審査・評価
 - ・ 審査・評価の公正さ、透明性、信頼性の確保
 - ・ 積極的な情報発信

5 エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進

世界的に学術研究の進展が速まっている傾向のもとで、情報が学術研究を制するという世界の動向に対応し、学術研究や人材育成に関わる情報を収集・蓄積・分析し、それらのエビデンスに基づいた事業を展開するための体制を構築する。

また、広く国民に向け情報発信を強化するとともに、大学等関係団体や経済界等とのコミュニケーションを強化し、社会との連携を一層推進する。

(1) 調査・研究の実施

① 学術システム研究センター

学術システム研究センターは、学問領域の専門的な知見に基づき、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。諸外国の学術振興施策については、欧米主要国等における学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果をとりまとめ、事業に活かす。また、最新の学術動向等の調査・研究を通じて、我が国が今後国際的に先導していくべき研究を発掘し、事業の企画・立案に反映させる。これらの成果については、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

② グローバル学術情報センター

グローバル学術情報センターは、振興会の諸事業に関する情報の収集・蓄積、国内外の学術振興機関の事業の実施状況に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、これら収集・蓄積した情報を分析し、その結果を学術システム研究センターに提供するとともに、振興会の諸事業へ提案し、事業改善に活用する。

(2) 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

① 広報と情報発信の強化

振興会の活動内容や調査・研究の成果を、より広く内外の研究者、関係機関や国民に理解してもらうため、魅力ある広報誌等出版物やホームページの内容充実に努めるなど、効果的な情報提供が実施できるよう、広報体制を整備し、その充実に努める。

また、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。掲載に当たっては閲覧者側からの視点を重視し、見やすさ・分かりやすさの確保に努める。

② 成果の社会還元・普及・活用

(i) 我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費事業による研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学で幅広く実施する。

(ii) 学術システム研究センター等の調査・研究の成果、海外研究連絡センターの収集情報、及び科研費事業をはじめ振興会が実施する各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く社会還元を目指すとともに普及を図る。

(iii) 学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

【達成すべき成果】

外部評価において、各項目の以下の事項について質の高い成果（内容）であるとの評価を得る。

- ① 調査・研究の実施において達成すべき成果
 - ・ 調査・研究が事業に活かされたとの評価を得る。
- ② 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用において達成すべき成果
 - ・ 調査研究の成果が研究者をはじめ社会への積極的な提供。
 - ・ 「発見と発明のデジタル博物館（卓越研究データベース）」の充実。
- ③ 学術の社会的連携・協力の推進において達成すべき成果
 - ・ 産学協力研究会の活発な活動と一層の活性化の推進
 - ・ 産業界のニーズを踏まえた事業展開
 - ・ セミナー・シンポジウムの開催と研究活動及び成果にかかる情報発信

6 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

- ① 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる事務を担当する。
- ② 野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞（野口英世アフリカ賞）に係る医学研究分野の審査業務を担当する。
- ③ 学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 組織の編成及び運営

理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。

適切な業務運営を図るため、管理会計の活用、コンプライアンス及びリスクマネジメント体制の整備、分かりやすい情報開示等の不断の見直しを行い、内部統制の充実・強化を図る。

また、会計監査人による法定監査のほか、監事による監査を受けることにより、法人業務全般について厳格なチェックを受ける。その際、国民の理解と信頼が得られるよう、監査の結果をホームページ等で公開する。

2 一般管理費等の効率化

一般管理費（人件費を含む。）に関しては、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

3 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況を公表する。

4 業務・システムの合理化・効率化

事業の効率的な遂行のため外部委託について検討を行い、実施する。

調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。

また、情報化統括責任者（CIO）の指揮のもと、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップを図るための職員研修の検討・実施を行う。

なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。また、助成・支援業務において、研究者への支援を確実にかつ効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。

第三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（通則法第30条第2項第3号）

1 予算（中期計画の予算）

別紙1-1～1-5のとおり

2 収支計画

別紙2-1～2-5のとおり

3 資金計画

別紙3-1～3-5のとおり

第四 短期借入金の限度額（通則法第30条第2項第4号）

短期借入金の限度額は75億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画（通則法第30条第2項第4の2号、同第5号）

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途（通則法第30条第2項第6号）

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の

充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項（通則法第30条第2項第7号）

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

（1）人事方針

- ① 職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
- ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
- ③ 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。

平成25年度～平成29年度 予算 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	142,866
国庫補助金収入	1,196,992
科学研究費補助金	675,650
研究拠点形成費等補助金	878
国際化拠点整備事業費補助金	375
先端研究助成基金補助金	—
研究者海外派遣基金補助金	—
最先端研究開発戦略的強化費補助金	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金	7,610
学術研究助成基金補助金	511,480
事業収入	704
寄付金事業収入	232
産学協力事業収入	1,305
学術図書出版事業収入	3
受託事業収入	139
計	1,342,241
支出	
一般管理費	4,876
うち人件費	1,803
物件費	3,073
事業費	140,910
うち人件費	2,592
物件費	138,318
科学研究費補助事業費	675,650
研究拠点形成費等補助事業費	878
国際化拠点整備事業費補助事業費	375
先端研究助成事業費	32,637
研究者海外派遣事業費	352
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	7,610
学術研究助成事業費	503,735
寄付金事業費	232
産学協力事業費	1,305
学術図書出版事業費	3
受託事業費	141
計	1,369,703

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費見積り]

中期目標期間中に支出する人件費の見積りは、5,140百万円である。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = (C(y) \times \alpha 1(\text{係数}) + \{R(y) + P_r(y)\} \times \alpha 2(\text{係数}) + \varepsilon(y) - B(y) \times \lambda(\text{係数}))$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数})$$

$$C(y) = P_c(y-1) \times \sigma(\text{係数}) + E(y-1) \times \beta(\text{係数})$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta(\text{係数})$$

$$P(y) = P_r(y) + P_c(y) = \{P_r(y-1) + P_c(y-1)\} \times \sigma(\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y)：当該事業年度における事業収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

P_r(y)：当該事業年度における事業費中の人件費。P_r(y-1)は直前の事業年度におけるP_r(y)。

P_c(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

R(y)：当該事業年度における事業費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

ε(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：特別研究員研究奨励金）、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策を反映し具体的に決定。ε(y-1)は直前の事業年度におけるε(y)。

α1：一般管理効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α2：事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ：事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ：収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについては、特別研究員研究奨励金については、第4期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは各年度において便宜的に平成20年度予算額を用いている。また $\alpha 1$ （一般管理効率化係数）を各事業年度3.0%の縮減、 $\alpha 2$ （事業効率化係数）を各事業年度1.0%の縮減とし、 λ （収入調整係数）は一律1として試算。
- ・ 事業費中の物件費については、 β （消費者物価指数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）とし、 γ （業務政策係数）は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）とし退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 事業収入の見積りについては、 δ （事業収入政策係数）は据え置き（ $\pm 0\%$ ）とし試算。

平成25年度～平成29年度 予算 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	142,866
国庫補助金収入	685,512
科学研究費補助金	675,650
研究拠点形成費等補助金	878
国際化拠点整備事業費補助金	375
最先端研究開発戦略的強化費補助金	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金	7,610
事業収入	188
寄付金事業収入	232
産学協力事業収入	1,305
学術図書出版事業収入	3
受託事業収入	139
計	830,245
支出	
一般管理費	2,143
うち人件費	1,295
物件費	848
事業費	140,910
うち人件費	2,592
物件費	138,318
科学研究費補助事業費	675,650
研究拠点形成費等補助事業費	878
国際化拠点整備事業費補助事業費	375
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	7,610
寄付金事業費	232
産学協力事業費	1,305
学術図書出版事業費	3
受託事業費	141
計	830,247

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 25 年度～平成 29 年度 予算 (学術研究助成業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
学術研究助成基金補助金	511,480
事業収入	511
計	511,991
支出	
一般管理費	2,545
うち人件費	388
物件費	2,157
学術研究助成事業費	503,735
計	506,280

- ※1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ※2 基金補助金は翌中期計画期間分の支出分を含めた金額を一括で収入額に計上し、事業費は前中期目標期間の収入分を含めた金額を一括で支出額に計上しているため収支が一致しない。

平成 2 5 年度 予算 (先端研究助成業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
先端研究助成基金補助金	—
事業収入	5
計	5
支出	
一般管理費	1 6 7
うち人件費	1 1 6
物件費	5 1
先端研究助成事業費	3 2, 6 3 7
計	3 2, 8 0 4

※ 1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 2 本勘定は、平成 2 1 年度の基金補助金により造成した基金を管理するものであり、平成 2 5 年度限りである。

平成 2 5 年度 予算 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金収入	
研究者海外派遣基金補助金	—
事業収入	0
計	0
支出	
一般管理費	2 1
うち人件費	4
物件費	1 7
研究者海外派遣事業費	3 5 2
計	3 7 4

※ 1 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 2 本勘定は、平成 2 1 年度の基金補助金により造成した基金を管理するものであり、平成 2 5 年度限りである。

平成25年度～平成29年度 収支計画 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	1,369,507
業務経費	140,651
科学研究費補助事業費	675,650
研究拠点形成費等補助事業費	878
国際化拠点整備事業費補助事業費	375
先端研究助成事業費	32,637
研究者海外派遣業務費	352
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	7,610
学術研究助成事業費	503,735
寄付金事業費	232
産学協力事業費	1,305
学術図書出版事業費	3
受託事業費	141
一般管理費	4,876
減価償却費	63
収益の部	1,369,442
運営費交付金収益	142,543
科学研究費補助金収益	675,650
研究拠点形成費等補助金収益	878
国際化拠点整備事業費補助金収益	375
先端研究助成基金補助金収益	32,799
研究者海外派遣基金補助金収益	373
最先端研究開発戦略的強化費補助金収益	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金収益	7,610
学術研究助成基金補助金収益	505,769
業務収益	704
寄付金事業収益	232
産学協力事業収益	1,305
学術図書出版事業収益	3
受託事業収益	141
資産見返負債戻入	62
純損失	△65
前中期目標期間繰越積立金取崩額	65
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成25年度～平成29年度 収支計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常経費	830,050
業務経費	140,651
科学研究費補助事業費	675,650
研究拠点形成費等補助事業費	878
国際化拠点整備事業費補助事業費	375
最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	7,610
寄付金事業費	232
産学協力事業費	1,305
学術図書出版事業費	3
受託事業費	141
一般管理費	2,143
減価償却費	63
収益の部	829,985
運営費交付金収益	142,543
科学研究費補助金収益	675,650
研究拠点形成費等補助金収益	878
国際化拠点整備事業費補助金収益	375
最先端研究開発戦略的強化費補助金収益	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金収益	7,610
業務収益	188
寄付金事業収益	232
産学協力事業収益	1,305
学術図書出版事業収益	3
受託事業収益	141
資産見返負債戻入	62
純損失	△65
前中期目標期間繰越積立金取崩額	65
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙2-3)

平成25年度～平成29年度 収支計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常経費	506,280
学術研究助成事業費	503,735
一般管理費	2,545
収益の部	506,280
学術研究助成基金補助金収益	505,769
業務収益	511
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成25年度 収支計画 (先端研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常経費	32,804
先端研究助成事業費	32,637
一般管理費	167
収益の部	32,804
先端研究助成基金補助金収益	32,799
業務収益	5
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 5 年度 収支計画 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	
経常経費	374
研究者海外派遣事業費	352
一般管理費	21
収益の部	374
研究者海外派遣基金補助金収益	373
業務収益	0
純利益	0
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 25 年度～平成 29 年度 資金計画 (総括表)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1, 380, 366
次期中期目標期間への繰越金	78, 670
資金収入	
業務活動による収入	1, 345, 568
運営費交付金による収入	142, 866
科学研究費補助金による収入	675, 650
研究拠点形成費等補助金による収入	878
国際化拠点整備事業費補助金による収入	375
先端研究助成基金補助金による収入	—
研究者海外派遣基金補助金による収入	—
最先端研究開発戦略的強化費補助金による収入	1, 000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金による収入	7, 610
学術研究助成基金補助金による収入	511, 480
寄付金事業による収入	190
産学協力事業による収入	1, 305
学術図書出版事業による収入	3
受託事業による収入	133
その他の収入	4, 079
前期中期目標期間よりの繰越金	113, 472

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成25年度～平成29年度 資金計画 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	840,892
次期中期目標期間への繰越金	2,319
資金収入	
業務活動による収入	833,556
運営費交付金による収入	142,866
科学研究費補助金による収入	675,650
研究拠点形成費等補助金による収入	878
国際化拠点整備事業費補助金による収入	375
最先端研究開発戦略的強化費補助金による収入	1,000
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金による収入	7,610
寄付金事業による収入	190
産学協力事業による収入	1,305
学術図書出版事業による収入	3
受託事業による収入	133
その他の収入	3,547
前期中期目標期間よりの繰越金	9,655

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成25年度～平成29年度 資金計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	506,283
次期中期目標期間への繰越金	76,351
資金収入	
業務活動による収入	511,998
学術研究助成基金補助金による収入	511,480
その他の収入	518
前期中期目標期間よりの繰越金	70,640

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 5 年度 資金計画 (先端研究助成業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	32,816
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	14
先端研究助成基金補助金による収入	-
その他の収入	14
前期中期目標期間よりの繰越金	32,802

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 2 5 年度 資金計画 (研究者海外派遣業務勘定)

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	376
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	0
研究者海外派遣基金補助金による収入	-
その他の収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	375

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。